

2022年6月16日

各 位

会 社 名 株式会社ストリームメディアコーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 金 東佑  
(証券コード 4772 東証グロース)  
問合せ先 法 務 総 務 部 豊田 実  
TEL : 03-6809-6118

### 連結子会社の異動（株式譲渡）に関するお知らせ

当社は、2022年6月16日開催の取締役会において、連結子会社の株式会社 Beyond Live Corporation(以下、「BLC」といいます。)の当社保有株式375,000株のうち、325,000株をDREAM MAKER ENTERTAINMENT LIMITED (以下、「DME」といいます。)に譲渡（以下、「本件取引」といいます。)することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、これによりBLCは当社の連結子会社から除外されることとなります。

#### 1. 本株式譲渡の理由

当社は、2020年8月1日、当社を合併存続会社として株式会社SMEJと合併したことにより、BLCを連結子会社としました。当社は、BLCが運営を行うオンライン専用コンサートである「Beyond LIVE」を通じて、当社のアーティストおよびコンテンツラインナップの充実を図ってきました。しかしながら、現在、映像配信プラットフォームビジネスは競争が激化しており、今後、「Beyond LIVE」をマーケットリーダーに押し上げるためには、営業活動を大幅に強化し、莫大な費用と時間を投入する必要があります。当社は、新型コロナウイルスによる経営環境の変化を考慮しながら、「Beyond LIVE」への追加投資の可否を検討してまいりました。2021年1月7日には新株予約権179,000個を発行して資金調達を試みましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による業績悪化懸念から株価が低迷、下限行使価額を下回る状況が続きました。これにより当初予定していた調達金額に満たないことやその行使状況に鑑み、本新株予約権による資金調達を断念いたしました。そうした中、当社と同じSMエンタテインメントグループに属するDMEにBLCの経営権を集中して機動的な投資環境を整える一方、当社としては、経営資源を既存事業（ライツ&メディア事業、エンターテインメント事業）に集中することで経営状況の改善および発展を図っていくべきであるとの判断に至った次第です。

なお、本件取引後においても、当社はBLC株式50,000株を保有し続ける予定であり、「Beyond LIVE」コンテンツの著作権の優先購入等、当社のライツ&メディア事業でのシナジー効果が維持される予定です。

2. 異動する当社子会社（株式会社 Beyond Live Corporation）の概要

（2021年12月31日現在）

①名称	株式会社 Beyond Live Corporation		
②所在地	東京都港区六本木三丁目2番1号		
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山田 政彦		
④事業内容	インターネットを媒体とした音楽、画像、動画等のコンテンツ配信及び販売 他		
⑤資本金	100,000,000 円		
⑥設立年月日	2020年4月16日		
⑦大株主及び持株比率	当社 37.5% DREAM MAKER ENTERTAINMENT LIMITED 24%		
⑧決算期	12月31日		
⑨上場会社と当該会社の関係	資本関係	当社が発行済株式の 37.5%を保有し、DREAM MAKER ENTERTAINMENT LIMITED が発行済株式の 24%を保有しております。	
	人的関係	当社の取締役3名が、当該会社の取締役を兼務しております。（内、1名が当該会社の代表取締役社長であります。）	
	取引関係	①当社は当該会社との間で、当社が制作した映像作品の自動公衆送信及びサービス運用を当該会社に委託する「動画配信委託契約」を締結しております。 ②当社は当該会社から番組放送権を購入し、当社が運営する CS 衛星放送チャンネルで放送しております。	
⑩当該会社の最近2年間の経営成績及び財政状態（千円）	決算期	2020年12月期	2021年12月期
	純資産	123,340	122,088
	総資産	196,754	491,372
	1株当たり純資産（円）	120.57	118.61
	売上高	62,692	72,746
	営業利益	30,150	△4,301
	経常利益	30,338	△1,094
	当期純利益	20,571	△1,960
	1株当たり当期純利益（円）	20.57	△1.96
	1株当たり配当金（円）	—	—

異動する当社子会社（孫会社）（Beyond Live Japan）の概要

（2021年12月31日現在）

①名称	株式会社 Beyond Live Japan		
②所在地	東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー21階		
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長 金 東佑		
④事業内容	国内及び海外アーティストの招聘 他		
⑤資本金	10,000,000 円		
⑥設立年月日	2020年10月1日		
⑦大株主及び持株比率	株式会社 Beyond Live Corporation 51.0% 株式会社オン・ザ・ライン 49.0%		
⑧決算期	12月31日		
⑨上場会社と当該会社の関係	資本関係	当社は当該会社の親会社である株式会社 Beyond Live Corporation の株式を 37.5%保有しています。	
	人的関係	当社の代表取締役社長が当該会社の代表取締役社長を兼務しております。	
	取引関係	該当事項はありません。	
⑩当該会社の最近2年間の経営成績及び財政状態（千円）	決算期	2020年12月期	2021年12月期
	純資産	9,982	9,835
	総資産	10,000	9,905
	1株当たり純資産（円）	当該会社は2020年10月1日設立から現在に至るまで事業活動を行っておりませんので、記載を省略いたします。	
	売上高		
	営業利益		
	経常利益		
	当期純利益		
	1株当たり当期純利益（円）		
1株当たり配当金（円）			

### 3. 株式譲渡の相手先の概要

(2021年12月31日現在)

①名称	DREAM MAKER ENTERTAINMENT LIMITED	
②所在地	Suite 705, 7th Floor, Tower 2, The Gateway, Harbour City, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong	
③代表者の役職・氏名	KIM, SUNG HAK / Director LEE, SOO MAN / Director LEE, STEVEN MYUNGKYU / Director LEE, SUNG SU / Director	
④事業内容	オン・オフライン公演の企画、演出、製作、運営、配給	
⑤資本金	USD 1,147,653 (KRW 1,284,845,233)	
⑥設立年月日	2006年8月9日	
⑦純資産	USD 28,876,238 (KRW 33,962,970,699)	
⑧総資産	USD 43,298,690 (KRW 51,060,787,547)	
⑨大株主及び持株比率	SM ENTERTAINMENT CO.,Ltd. 59.93%	
⑩上場会社と当該会社の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当会社とは同一の親会社をもつ関連当事者です。

### 4. 譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式数の状況

(1) 譲渡前の所有株式数	375,000株 (議決権の数: 375,000個、所有割合 37.5%)
(2) 譲渡株式数	325,000株
(3) 譲渡価額の総額	1,733,875,000 韓国ウォン (約1億8,100万円)
(4) 譲渡後の所有株式数	50,000株 (議決権の数: 50,000個、所有割合: 5.0%)

※韓国ウォンで記載している譲渡価額の日本円換算額は、直近の為替レート (100₩=10円46銭、2022年6月15日: 日本時間) で計算した額を記載しております。

### 5. 日程

取締役会決議日	2022年6月16日
株式譲渡契約締結日	2022年6月16日
株式譲渡実行日	2022年6月16日

### 6. 今後の見通し

本件取引により、BLCが当社連結から除外されます。その影響額については現在精査中であるため、業績予想修正の必要が生じた場合には速やかに開示いたします。

## 7. 支配株主との取引等に関する事項

### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本件取引は、当社の親会社（間接保有）である株式会社エスエム・エンタテインメントの連結子会社である DME との取引であり、当社にとって支配株主との取引等に該当いたしません。当社が 2022 年 4 月 5 日に開示いたしましたコーポレートガバナンス報告書には、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」において、「当社は、支配株主との取引が発生する場合には、親会社から独立した立場の社外取締役が参加する取締役会において、当該取引条件を第三者の取引条件と同等の条件と比較検討し、定期的な価格交渉・審議の上で決定しております。また、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利害を害することのないように対応いたします。」と定めております。

本件取引に関しましては、以下に記載のとおり必要な措置を講じており、上記方針に適合していると考えております。

### (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本件取引における BLC の企業価値及び譲渡価額の公平性・妥当性を確保するために、独立した第三者算定機関である株式会社 MS VALUE 社（韓国法人、以下、「本算定機関」といいます。）より価値算定書を取得しております。

株式の譲渡価額は、BLC が提出した事業計画に基づき、将来生み出すことが可能なフリーキャッシュ・フローの現在価値を用いた DCF 法を採用し、本算定機関が算定した DCF 法による BLC の株式価値評価額に基づき、DME との協議により決定しております。

また、本件取引に関する検討を行うにあたり、当社の支配株主である株式会社エスエム・エンタテインメントと利害関係を有しない当社の社外取締役であり、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）に独立役員として届け出ている金紀彦氏、同じく当社の支配株主であるエスエム・エンタテインメントと利害関係を有しない当社の社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている片岡朋行氏、上田浩之氏に対して、以下の（3）に記載のとおり諮問し、東京証券取引所の定める規則に基づき、本件取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないとの意見をいただきました。

また、当社の支配株主（直接保有）である株式会社エスエム・エンタテインメント・ジャパンの取締役の南昭英氏と山田政彦氏は、本件取引に関する協議及び決議には参加しておりません。また、当該取締役は、当社の立場において本件取引に関する協議及び交渉にも参加しておりません。

### (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本件取引は支配株主との取引等に該当するため、当社は、支配株主と利害関係を有していない当社の社外取締役であり、独立役員である金紀彦氏、同じく当社の支配株主と利害関係を有していない当社の社外監査役であり、独立役員である片岡朋行氏、上田浩之氏に対して本株式譲渡が少数株主にとって不利益なものではないかについて諮問し、この点について意見書を提出することを依頼いたしました。

独立役員である金紀彦氏、片岡朋行氏、上田浩之氏の意見書の内容は以下のとおりです。

#### ①取引目的の妥当性

新型コロナウイルスの影響によって、収益の柱であったライブやコンサート等のイベントが中止または延期され、当社の業績は大きく下落している。

このような中、レッドオーシャン化して莫大な費用と時間が掛かることが予想される事業を手放すこと、そして、それによって得た経営資源を既存事業に集中させることは、新型コロナウイルス禍における経営判断としても、また、今後、新型コロナウイルスによる影響が低下した際に当社の経営財務内容を早期に回復するためにも、十分な合理性が認められるものと考えられる。したがって、本件取引の目的には客観的妥当性が認められる。

#### ②取引手続きの公正性

本件取引に関する取締役会に先立ち、各取締役及び各監査役に対して、独立した第三者機関である本算定機関が作成した BLC の企業価値算定資料が適切に開示されており、本件取引の内容や理由などについては、取締役会において適切に開示、十分に説明がなされている。また、当社の支配株主である株式会社エスエム・エンタテインメント・ジャパンの取締役を兼務する当社取締役の南昭英氏と山田政彦氏は、本件取引に関する当社取締役会の意思決定の公正性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、本件取引に関する議案の審議及び決議には参加していない。したがって、本件取引に関する手続きには公正性が認められる。

#### ③譲渡価額の公正性

独立した第三者機関である本算定機関によって企業価値の算定が行われた。当該企業価値の算定は、BLC が提出した 5 年計画に基づいて行われているところ、売上、売上原価、販売管理費の各項目について、過去の実績に基づく適切な計画となっており、不合理な点は見受けられない。また、当該各計画数値に基づいて、DCF 法に基づいて企業価値を算定している。企業価値の評価方法としては、インカムアプローチの一種である DCF 法の他に、コストアプローチ（簿価純資産法、時価純資産法）やマーケットアプローチ（類似企業比較法、類似業種比較法）がある。もっとも、コストアプローチは現在の清算価値を前提としており、原則として将来価値を考慮しないことから、本件のような企業存続を前提とした株式売買には適さない。また、マーケットアプローチについては、本件のような新しい業態の企業との類似の企業または業種を設定することが難しく、実際に適用することができない。したがって、本件において DCF 法に基づいて企業価値を算定することには合理性が認められる。

DCF 法に基づく企業価値に売却割合を乗じて譲渡株式の価値を算定すると、168,350,000 円となる。当該金額を基にして当社及び DME が協議を行った結果、本件取引の譲渡金額を金 1,733,875,000 韓国ウォンとすることで合意をした。（参考値として、この譲渡金額を 2022 年 5 月 31 日の為替レートで円換算すると 179,164,771 円となる。）この譲渡金額は、上記の価値算定金額を約 6.4% 上回っており、当社にとって客観的妥当性が認められる金額である。

#### ④当社企業価値への影響

前述のとおり、本件取引は、今後、莫大な費用及び時間の投入が予想される BLC の株式を譲渡し、当社が有する経営資源を既存事業に集中させることによって、今後の業績回復を図

るものである。現在、新型コロナウイルスの影響を大きく受けている中、経営状況の改善は喫緊の課題であると同時に、コロナ禍が過ぎ去った後の当社の業績回復の源となる。

以上のような観点から、本件取引は、当社の企業価値を向上させるものであると考える。

上記「意見書の概要」に記載のとおり、本件取引は、目的の妥当性、手続きの公正性、譲渡価額算定の公正性、当社の企業価値への好影響が認められるものであることから、本件取引を実施する旨の当社取締役会における決定は、当社の少数株主にとって不利益なものでないとする旨の意見書を2022年6月1日付で入手しております。

## 8. その他

なお、2020年7月31日に公表いたしましたとおり、当社は株式会社SME Jとの吸収合併に伴い、「合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間」に入っております。そのため、本件取引後も当該猶予期間中（2020年8月1日から2023年12月31日まで）に新規上場審査基準に準じた基準に適合しない場合には上場廃止となる恐れがあります。

以 上